平成 19 年 8 月 17 日

各　位

上場会社名　株式会社アシックス
代 表 者 名　代表取締役社長　和田　清美
上場取引所　東京・大阪市場第一部
コード番号　７９３６
問 合 せ 先　取締役　管理統括部経理部長
河合　茂之
TEL（078）303－2213

アシックス商事株式会社との資本・業務提携及び同社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 8 月 17 日開催の取締役会において、アシックス商事株式会社（コード番号 9814 東京・大阪市場第二部。以下「対象者」といいます。）との間で資本・業務提携（以下「本提携」といいます。）を行うこと及び対象者株式を公開買付けにより取得すること（以下「本公開買付け」といいます。）を決議し、同日、資本・業務提携契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

１．本提携及び本公開買付け等の目的

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 35.39%（3,129,000 株）を所有し、持分法適用関連会社としていますが、このたび対象者を当社の連結子会社とすることを目的に本公開買付けをすることといたしました。

当社は、1949 年（昭和 24 年）に創業し、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献するという願いのもと、創業以来お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界中のスポーツ選手、スポーツを愛するすべての人々、健康を願う人々に、スポーツシューズを中心に付加価値の高い、高機能・高品質の商品を提供しております。

現在、アシックスグループは、グローバル規模での更なる成長・拡大に向け『アシックス・チャレンジ・プラン（以下「ＡＣＰ」といいます。)』を掲げ、2010 年度までに連結売上高 3,000 億円達成の実現を目指して遂行中であり、アスレチックスポーツ事業、スポーツライフスタイル事業、健康快適事業という三つの事業領域に集中した、事業戦略を進めております。

一方、対象者は当社の前身である「オニツカ株式会社」に対し靴資材の販売を行っていたことから両社創業者間の信頼関係が構築された経緯で、1987 年（昭和 62 年）に当社が対象者の第三者割当増資を引受け、対象者に対する当社の持株比率が間接所有も含め 50.0%になったのを機に、対象者は「アシックス商事株式会社」に商号変更し現在に至っております。その後、対象者の株式上場などを経て、当社の対象者総議決権に対する持株比率は、当社の 100%子会社である山陰アシックス工業株式会社が保有する間接保有分 2.3%を含め 38.1%になっておりました。

対象者の主な事業は、比較的低価格な普段履きシューズ（汎用シューズ）とシューズ用資材の販売であり、シューズ商品については、自社で企画・開発し、海外メーカーへ委託生産し、仕入れて小売店等に販売しております。スポーツシューズについては、当社がスポーツルートを主とした販売をしているのに対し、対象者はシューズ専門店等の一般履物ルートでの販売を主としております。

また本年２月、対象者はニッポンスリッパ株式会社を傘下に入れ、スリッパ・日用品等の企画・販売も行い、事業の拡大を図っております。

当社は、本公開買付けを通じて対象者を当社の連結子会社とすることにより、アシックスグループ全体としての商品力を強化し、競争力のある差別化された商品を創出することで事業の拡大が可能になると判断いたしました。

具体的には、スポーツ・ウォーキング等のシューズについて、当社が高機能・高品質・高価格帯の商品開発に集中する一方で、対象者は中価格帯以下の商品開発に集中し、経営資源を効率的かつ有効に活用することができます。

また、現在当社が本格的には展開していない、海外市場における中価格帯以下のジュニアスポーツシューズについても、対象者に商品の開発生産を委託し、当社がもつ海外の販売ルートを活用し販売することで、効率的な事業拡大を図ります。

更に、対象者の自社ブランド商品についても、当社の国内外の販売子会社を通じて販売することで、適切な流通経路を確保することができます。

これら考え得るメリットをふまえ、当社は本公開買付け成立後に以下の事項を含む対象者との業務提携を推進することを計画しております。

(1) 商品力の強化

当社は高機能・高品質・高価格帯のスポーツシューズの企画開発に集中し、対象者は、中価格帯以下の同品の企画開発に集中することで、経営資源の効率化を図り、また役割を棲み分けすることにより、競争力のある差別化された商品を創出する。

(2) キッズ・ジュニアスポーツシューズのグローバル事業拡大

対象者が得意とする中価格帯以下のキッズ・ジュニアスポーツシューズを当社の国内および海外の流通網を通じて販売し、事業の拡大を図る。

(3) 生産コストの削減

両社の中価格帯以下の商品を集約し、生産の効率性を上げ、生産コストの削減を図る。

(4) スポーツ工学研究所の活用

対象者の商品についても、当社のスポーツ工学研究所を活用することにより、当該市場での差別化を行う。

(5) ビジネスシステムの共有

内部統制等の社内システムを共有し、事務コストの削減を図る。また将来的にフットウエアに関するバックオフィス機能（物流・コンピュータシステム）を統合し効率化を図る。

このように、両社各々が強みとする商品群で、今まで以上に競争力・商品力のある商品開発を行い、相互の販売ルートを活用することで、アシックスグループの更なる売上の拡大が見込まれ、結果として当社が掲げるＡＣＰ目標の早期達成、ひいてはアシックスグループとしての企業価値の向上に繋がるものと思っております。

当社と対象者は平成19年8月17日付で本契約を締結し、本公開買付けの実施により対象者を当社の連結子会社とすることのほか、アシックスグループ全体の更なる売上の拡大を図ると同時に企業価値の向上を図るという目的を達成するため、① 経営資源の効率化・役割の棲み分けによる商品力の強化、② TIGON 事業を拡大するため、対象者の国内市場における新たなスポーツルート遂行の支持、③ 当社の国内及び海外流通網を活用したキッズ・ジュニアスポーツシューズのグローバルな事業拡大、④ 共同での新業態の開発と小売事業への進出、⑤ 生産効率性を上げることによる生産コストの削減、⑥ 当社のスポーツ工学研究所を活用した対象者の商品企画・開発による差別化、⑦ ビジネスシステムの共有による事業の合理化・コスト削減などの業務提携を行うことに合意しております。

対象者は平成19年8月17日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。対象者は、当社の連結子会社として名実ともにアシックスグループの一員となり本公開買付けと併せて本契約を締結することにより、アシックスグループ全体の経営資源（ブランド、販売網、技術力等）を有効に活用することで対象者グループの企業価値向上につながるものと判断し、また、当社が対象者株式の上場維持及び上場企業としての一定の独立性の維持を支持していることが、対象者グループの企業価値向上に好ましいものと考え、当社の方針に賛同しております。

なお、対象者の代表取締役副社長である梅垣和英氏は当社の出身者であり、また、取締役である鬼塚喜八郎氏は当社の取締役会長であるため特別利害関係者として、かかる取締役会決議には参加しておりません。

対象者株式は株式会社東京証券取引所市場第二部及び株式会社大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付予定の株式数に上限を設定しており、本公開買付け後も上場を維持する方針です。また、届出日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定もありません。但し、本公開買付けの結果として、当社が対象者の総株主の議決権に対して40%以上50%以下の議決権を保有することとなったが、対象者を当社の連結対象とする会計上の子会社判断基準が満たされなかった場合、または、40%未満の議決権を保有するにとどまった場合には、対象者を当社の連結子会社とするための施策に関して改めて検討する予定ですが、現時点において具体的な方法の検討はなされておりません。

２．本公開買付け等の概要

(１)　対象者の概要

① 商号	アシックス商事株式会社
② 事業内容	スポーツシューズ、一般シューズ、シューズ用資材の国内及び海外販売
③ 設立年月日	昭和30年1月24日
④ 本店所在地	兵庫県神戸市須磨区弥栄台3丁目5番2号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　　眞木秀樹 代表取締役副社長　梅垣和英
⑥ 資本金	3,112百万円（平成19年3月31日現在）
⑦ 従業員数	263名（平成19年3月31日現在、連結）
⑧ 大株主及び持株比率	株式会社アシックス　35.39%

（平成 19 年 3 月 31 日現在）	田嶋弘吉	7.66%
	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人ゴールドマン･サックス証券株式会社)	6.71%
	クレディスイスルクセンブルグエスエーデポジタリーバンク(常任代理人株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	2.90%
	株式会社三井住友銀行	2.43%
	上田實	2.43%
	山陰アシックス工業株式会社	2.26%
	田嶋チヨ子	2.26%
	株式会社みなと銀行	2.13%
	新谷五郎	1.28%
⑨ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の 35.39%(3,129 千株)を保有しております。
	人的関係	当社の取締役会長 鬼塚喜八郎が対象者の取締役を兼任しております。
	取引関係	対象者は、当社が販売する各種スポーツシューズ及び当社が使用するスポーツシューズ関連資材の輸出入並びに当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツシューズを製造し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤリティを支払っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

（２） 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）
平成 19 年 8 月 20 日（月曜日）から平成 19 年 9 月 14 日（金曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性
証券取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 19 年 10 月 2 日（火曜日）までとなります。

（３） 買付け等の価格 １株につき、2,150 円

（４） 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の根拠
本公開買付けにおける買付価格である 1 株当たり 2,150 円は、第三者算定人である日興コーディアル証券株式会社（以下「日興」といいます。）が提出した株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を参考にして決定いたしました。日興は対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき評価方法について検討を行った結果、最終的に市場株価法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）、類似上場企業比較法及び修正純資産法の各手法を用いることといたしました。算定書による対象者株式の 1 株当たりの株式価値は、市場株価法では 1,413 円から 1,482 円、ＤＣＦ法では 1,823 円から 2,307 円、類似上場企業比較法では 1,898

円から 2,441 円、修正純資産法では 1,646 円として示されており、最終的には 1,823 円から 2,441 円のレンジが対象者の 1 株当たり株式価値の評価結果として示されておりました。

当社は、算定書の評価結果を参考として、更に、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対して行った会計面・事業面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持させる条件を付したうえで本公開買付けが成立する見通し等を勘案し、かつ、本契約を含めた対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 2,150 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格 2,150 円は、本公開買付けの開始を決議した日の前営業日（平成 19 年 8 月 16 日）の終値、また同日までの過去 1 ヵ月、3 ヶ月、6 ヶ月の株式会社東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値平均値に対して、それぞれ、約 37.82%、約 44.68%、約 51.84%、約 52.48%（小数点以下第 3 位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

② 算定の経緯

当社は、平成19年6月頃より、当社と対象者との更なる成長のため、協業によるシナジー効果発揮の可能性について具体的な検討を開始し、対象者と協議を重ねてまいりました。

その結果、対象者を当社の連結子会社とすることによりアシックスグループ全体としての商品力及び競争力が強化されることで事業の拡大が可能になり、両社の更なる企業価値の向上に繋がると判断しました。

当社は、対象者の連結子会社化を遂行するにあたり、日興をフィナンシャル・アドバイザーに任命し、平成19年7月上旬、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

日興は対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき評価方法について検討を行った結果、最終的に市場株価法、ＤＣＦ法、類似上場企業比較法、及び修正純資産法の各手法を用いることといたしました。日興から平成19年8月16日に受領した算定書による対象者株式の1株当たりの株式価値が、市場株価法では1,413円から1,482円、ＤＣＦ法では1,823円から2,307円、類似上場企業比較法では1,898円から2,441円、修正純資産法では1,646円と示されており、最終的には1,823円から2,441円のレンジが対象者の1株当たり株式価値の評価結果として示されておりました。

当社は、算定書の評価結果を参考として、更に、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対して行った会計面・事業面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持させる条件を付したうえで本公開買付けが成立する見通し等を勘案し、かつ、本契約を含めた対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、平成19年8月17日開催の当社取締役会において、買付価格を2,150円とした本公開買付けの実施を決議し、同時に対象者との間で本契約を締結いたしました。

なお対象者は、対象者とは独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社より、当社とは別個の株式価値算定書を取得、検証したうえで、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。なお、対象者の代表取締役副社長である梅垣和英氏は当社の出身者であり、また、取締役である鬼塚喜八郎氏は当社の取締役会長であるため特別利害関係者として、かかる決議には参加しておりません。

③ 算定機関との関係

当社又は対象者の関連当事者に該当しません。

（５）　買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	株式に換算した買付予定数及び超過予定数の合計
株券	－株	－株	1,330,000 株
新株予約権証券	－株	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株	－株
株券等預託証券（　）	－株	－株	－株
合計	－株	－株	1,330,000 株

（注1）応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数及び超過予定数の合計」（1,330,000株。以下「買付予定数」といいます。）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。）。

（注3）対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

（６）　買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	31,290 個	（買付け等の前における株券等所有割合 35.85%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	9,878 個	（買付け等の前における株券等所有割合 11.32%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	13,300 個	（買付け等の後における株券等所有割合 62.40%）
対象者の総株主の議決権の数	87,284 個	

（注1）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数1,330,000株に係る議決権の数です。

（注2）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計です。なお、特別関係者である対象者の役員の役員持株会における持分にかかる議決権の数（174個）についても含めています。

（注3）「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成19年3月期（第53期）有価証券報告書（平成19年6月28日提出）記載の総株主の議決権です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等の前における株券等所有割合」及び「買付け等の後における株券等所有割合」の計算においては、有価証券報告書記載の単元未満株式（436株）から本公開買付けを通じて取得する予定のない自己株式（36株）を除いた400株に係る議決権の数4個を加算した87,288個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しています。

（注４）「買付け等の前における株券等所有割合」及び「買付け等の後における株券等所有割合」については、小数点以下第３位を四捨五入しています。

（７）　買付代金　　約 2,860 百万円

（注）買付予定数（1,330,000 株）に１株当たりの買付け等の価格を乗じた金額です。公開買付代理人に支払う手数料、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用等は含まれておりません。

（８）　決済の方法

①　買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

②　決済の開始日　　平成 19 年 9 月 21 日（金曜日）

（注）法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成 19 年 10 月 9 日（火曜日）となります。

③　決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（９）　その他買付け等の条件及び方法

①　法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に１単元未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令（以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が本公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに、公開買付代理人に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までに、公開買付代理人に到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限られない。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限られない。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

(10)公開買付開始公告日　　平成 19 年 8 月 20 日（月曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

電子公告アドレスhttps://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm

(11)公開買付代理人　　日興コーディアル証券株式会社

日興コーディアル証券株式会社では、本公開買付けの応募手続に関するお問い合せ先として専用フリーダイヤルを開設しております。

開設期間：平成 19 年 8 月 20 日（月）から 9 月 14 日（金）9：00～17：00

（但し、土・日・祝日を除く）

専用フリーダイヤル：0120-250-959

３．その他

（１）　公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は平成19年8月17日開催の取締役会において本公開買付けに賛同することを決議しております。

対象者の取締役会は、平成19年8月15日付で対象者とは独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」を取得しております。対象者取締役会は、平成19年8月17日開催の取締役会において、当該算定結果を参考資料として、本公開買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について対象者及び当社の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象

者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

なお、対象者の代表取締役副社長である梅垣和英氏は当社の出身者であり、また、取締役である鬼塚喜八郎氏は当社の取締役会長であるため特別利害関係者として、かかる取締役会決議には参加しておりません。

当社は、対象者と平成19年8月17日付で大要以下の事項を内容とする本契約を締結しております。

1）資本提携について

・本公開買付けを実施して、対象者を当社の連結子会社とすること。

・相互の経営及び事業の独立性を維持・尊重すること。

2）業務提携について

アシックスグループ全体の更なる売上の拡大を図ると同時に企業価値の向上を図るという目的を達成するため、① 経営資源の効率化・役割の棲み分けによる商品力の強化、② TIGON事業を拡大するため、対象者の国内市場における新たなスポーツルート遂行の支持、③ 当社の国内及び海外流通網を活用したキッズ・ジュニアスポーツシューズのグローバルな事業拡大、④ 共同での新業態の開発と小売事業への進出、⑤ 生産効率性を上げることによる生産コストの削減⑥ 当社のスポーツ工学研究所を活用した対象者の商品企画・開発による差別化、⑦ ビジネスシステムの共有による事業の合理化・コスト削減などを行うこと。

（２）　投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成19年8月3日に株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において、「平成20年3月期　第１四半期財務・業績の概要」及び「中間期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、同四半期の対象者の損益の状況及び業績予想の修正内容は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりせん。

①　平成20年3月期第1四半期の連結業績（平成19年4月1日～平成19年6月30日）

売上高（百万円）	5,269
営業利益（百万円）	528
経常利益（百万円）	633
四半期純利益（百万円）	377
１株当たり四半期純利益（円）	43.19
１株当たり純資産（円）	1,690.15

②　平成20年3月期第1四半期の個別業績（平成19年4月1日～平成19年6月30日）

売上高（百万円）	4,272
営業利益（百万円）	402
経常利益（百万円）	517
四半期純利益（百万円）	307
１株当たり四半期純利益（円）	35.19

１株当たり純資産（円）	1,679.88

③　平成20年3月期中間期連結業績予想数値の修正（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	中間純利益
前回発表予想（A）（百万円）（平成19年5月14日公表）	10,730	630	670	400
今回修正予想（B）（百万円）	10,730	780	880	550
増減額（B-A）(百万円)	－	150	210	150
増減率（%）	－	23.8	31.3	37.5

④　平成20年3月期中間期個別業績予想数値の修正（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	中間純利益
前回発表予想（A）（百万円）（平成19年5月14日公表）	8,700	490	540	300
今回修正予想（B）（百万円）	8,700	600	700	430
増減額（B-A）(百万円)	－	110	160	130
増減率（%）	－	22.4	29.6	43.3

４．今後の見通し

本公開買付け成立後、対象者は平成 20 年 3 月期から当社の連結子会社となる予定です。

● 本提携後の連結業績の見通し

	平成 20 年 3 月期
連結売上高	240,530 百万円
連結営業利益	24,460 百万円
連結経常利益	25,540 百万円
連結当期純利益	15,580 百万円

上記は、当社が平成 19 年 8 月 3 日に公表した平成 20 年 3 月期の連結業績予想（売上高 218,300 百万円、営業利益 23,000 百万円、経常利益 24,000 百万円、当期純利益 14,600 百万円）と、対象者が平成 19 年 8 月 3 日に公表した平成 20 年 3 月期の連結業績予想（売上高 22,230 百万円、営業利益 1,460 百万円、経常利益 1,540 百万円、当期純利益 980 百万円）を単純に合算した数値です。

但し、実際の数値の算定や当社の業績に与える影響の判断には時間を要し、単純な合算値とはならないものと考えますので、確定次第速やかに公表いたします。

以　上